岐阜県のうち加茂郡のうち白川町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が六十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち静岡市のうち葵区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち静岡市のうち駿河区	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち静岡市のうち清水区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち中区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十一・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十・五キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち南区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち北区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量二十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち浜北区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち天竜区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること